

# 森林等の資源(木質バイオマス)を活用した取組を進めています

令和元年度より、林野庁が推進している「地域内エコシステム」の構築に向けて、協議会を設置して協議を進めています。

昨年度は「日野町および周辺地域での未利用資源の活用および取組の展開」を目標として、さまざまな検討を進めてきました。昨年度の主な検討項目をご紹介します。

●木質バイオマス資源量等の賦存量調査

●燃料材(新や木質チップ)の集積・加工拠点の探索

●燃料材製造や木質バイオマスポイラー設置に係るコスト試算

●地域連携による林地残材収集方法の検討

●「地域内エコシステム」運用時の経済効果の試算

ご紹介した検討項目以外にも、協議会による勉強会や林内作業実演会の実施



協議会開催風景

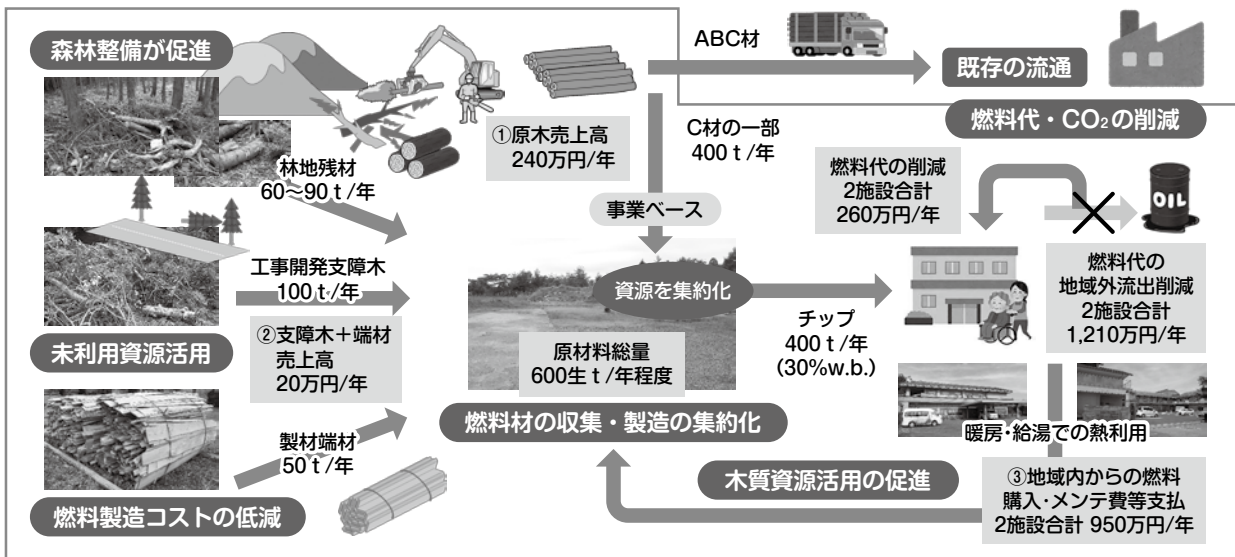


集材の実演会に参加する協議会

木質バイオマス利用の先進地の視察等、多岐にわたる活動を行いました。この取組を通じて、協議会メンバーが主体的に考えて地域を活性化していくという意識が高まっています。

さらに、本年度は、木質バイオマスポイラー設置に向けた各種検討や合意形成を進めるとともに、地域内で連携して林地残材を収集する具体的な方法の検討を進めていきます。今後は、地域内で活動している任意団体や福祉団体なども連携しながら、日野町の活性化のために進めていきたいと考えています。

## バイオマス事業による地域の経済効果：①+②+③≒1,200万円/年



\*1:「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。(林野庁ホームページより引用)

\*2:「地域内エコシステム」とは、集落や市町村レベルで小規模な木質バイオマスエネルギー利用により、森林資源などを地域内で持続的に循環させる仕組みです。本取組は林野庁から受注した執行団体が事務局となり日野町を含めた18地域を支援している事業です。詳細は <http://wb-ecosys.jp>

\*3:「林地残材」とは、森林施業を実施した際に、運搬コストや土壌流出等のさまざまな理由により林内へ残置されている曲材や枝条のことを指します。



1年間の取りまとめ内容を報告する事務局



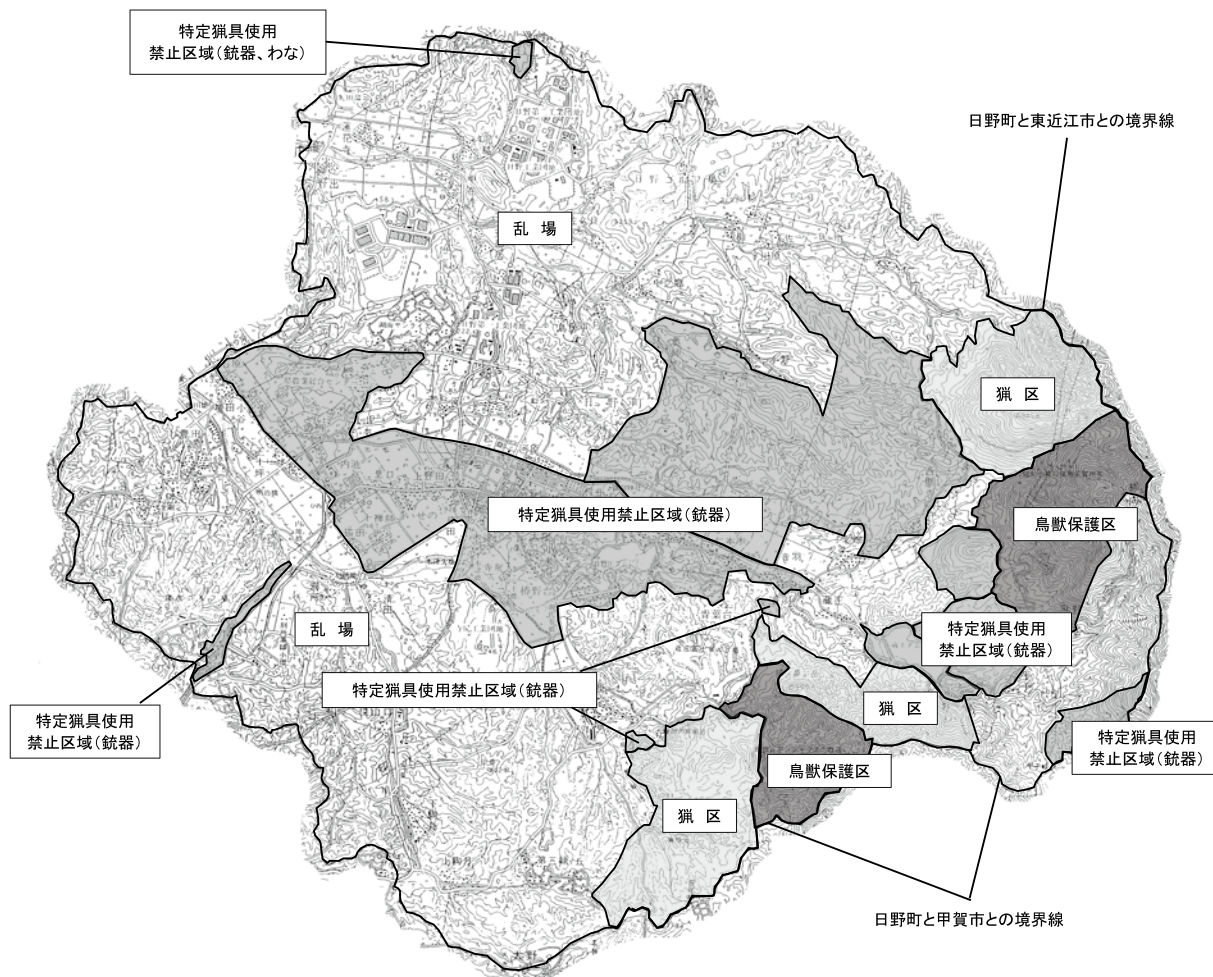
◆問い合わせ先 農林課 ☎0748-52-6563



# 狩猟解禁のお知らせ

期 間 令和2年 11月15日(日) から 令和3年 2月15日(月) まで

※シカ・イノシシの狩猟期間は、令和2年11月1日(日)から令和3年3月15日(月)まで  
滋賀県では、農林業被害を無くすため、シカ・イノシシの狩猟に限り、狩猟期間が延長されています。



## 狩区等の区域

狩 区	この区域内は、狩猟期間中（12月29日から翌年1月3日までを除く）の土、日、祝日のみ狩猟ができます。 <b>【狩区入猟希望の方へ】</b> ・入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、狩区事務所（農林課）まで申し込んでください。 ・入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。 ・入猟される場合は、必ず狩区管理者が承認した案内人を付けてください。
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
特定猟具使用禁止区域(わな)	この区域内は、狩猟期間中でもわなによる狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱 場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

## 住 民 の 皆 さ ん へ

- 山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。
- 危険なハンターや違反者を見たときは、農林課（狩区事務所）または東近江警察署生活安全課へ通報してください。

◆問い合わせ先  
農林課 ☎0748-52-6563  
東近江警察署  
☎0748-24-0110